平成２３年（フ）第２０６号
静岡県静岡市清水区駒越中２丁目１番70号川端マンションＢ301号、前住所静岡県静岡市駿河区西脇1010番地の２
債務者　今治　新一
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５８号
神奈川県大和市福田６丁目10番地１　エステート山下205
債務者　嶝　　公一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　會田　　努
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月13日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３号
静岡市葵区足久保奥組1852番地の22
債務者　大杉　　博
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　英行
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
岐阜県下呂市金山町大船渡632番地５、住民票上の住所岐阜県下呂市萩原町萩原774番地４
債務者　髙村　常伸
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　卓也
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月12日午後２時45分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６４１号
兵庫県西宮市池田町13番１―901号、従前の住所兵庫県西宮市門戸荘17番50―301号
債務者　天塚　壽子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６号
兵庫県加古川市平岡町高畑529番地の14
債務者　山口襖内装こと　山口　文夫
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成23年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９８号
神戸市中央区二宮町２丁目10番１―1202号
債務者　梅田　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３８号
神戸市兵庫区上沢通１丁目３－２－303号湊川公園パークハウス、住民票上の住所神戸市兵庫区会下山町３丁目17番１号
債務者　山本いつ子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　彩子
4　破産債権の届出期間　平成23年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４号
広島市佐伯区美鈴が丘緑３丁目９番３号
債務者　井上　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　破産債権の届出期間　平成23年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５３号
岩手県一関市山目町３丁目10番22号
債務者　伊藤　陵子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１７５号
奈良県橿原市曽我町919番地　福田住宅403号、前住所奈良県橿原市土橋町259番地の63
債務者　福山喜志子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
愛知県豊川市一宮町栄108番地
債務者　川畑やよい
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４５５号
大阪市住之江区南港中３丁目３番35―402号
債務者　金﨑美也子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部